

# 調 査 対 象 及 び 調 査 事 項

## 興行場、興行団について

### 1. 調査対象

- (1) **興行場、興行団の調査対象**は、以下の事業を営む事業所が調査の対象となる(国や地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している指定管理者制度利用の事業所を含む。 )。

#### ①劇場

ア 演劇を提供する事業所(劇場)

イ 劇場(貸しホールを含む。)を賃貸する事業所

ウ 国・地方公共団体から劇場の管理・運営を委託されている事業所

※演劇の範囲:一般劇、歌劇(オペラ)、ミュージカル、歌舞伎、人形劇、舞踏、舞踊

#### ②興行場

ア 音楽、落語、講談、浪曲、漫才、見世物、軽業(かるわざ)などの娯楽を提供する事業所(ライブハウス、興行場、寄席、演芸場、サーキット場など)

イ 野球、サッカー、ボクシング、相撲などの娯楽を提供する事業所(興行場、プロ野球興行用の野球場、プロサッカー興行用のサッカー場、ボクシング場など)

#### ③劇団

ア 劇団、歌劇団など

イ フリーの俳優業、芸能プロダクション、コンサート・ツアー業など

#### ④楽団、舞踊団

ア オーケストラ、舞踊団など

イ フリーの歌謡歌手業など

#### ⑤演芸・スポーツ等興行団

ア 落語家業、講談師業、漫才業、見世物業、軽業(かるわざ)団など

イ プロ野球団、プロサッカー団、ボクシングジムなど

※「指定管理者制度」とは、国、地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・一般財団法人・一般社団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

なお、次のような業務を行う事業所は、本調査の対象としていない。

#### ①競馬場、競輪場、オートレース場、競艇場

#### ②主としてアマチュア競技を行うための陸上競技場、サッカー場、公営野球場、体育館など

#### ③音楽教室、声楽家業

#### ④主として飲食を提供するレストラン、バーなど

#### ⑤労働者派遣法に基づいて演奏家を派遣する事業所

#### ⑥国や地方公共団体等の施設で、国や地方公共団体等が直接管理・運営を行っている施設(「市民ホール」等)

#### ⑦会員のみを対象とする興行場、興行団

#### ⑧興行を行っていないボクシングジム(健康、美容などの増進のためのジム)

## 2. 調査事項

(1) **事業所数**は、調査結果(平成 27 年 7 月 1 日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない事業所。  
「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。  
「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)  
(3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 27 年 7 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。「**公的資本比率**」とは、(2) **経営組織別**で「会社」となる事業所の「資本金額(又は出資金額)」の中に、国又は地方公共団体等の公的機関から出資等により組み込まれている金額。

(4) **事業所の形態**は、以下のとおり。

- ①「**興行場**」は、演劇、演奏、落語、講談、浪曲、見世物、軽業、野球、相撲などの娯楽を提供する事業所(興行場)、球場、劇場、ライブハウス、サーキット場、主として興行場を賃貸する事業所。
- ②「**劇団**」は、劇団、歌劇団、フリーの俳優、芸能プロダクション、声優プロダクションなど。
- ③「**コンサート・ツアー業**」は、音楽コンサート・ツアーの興行者。
- ④「**楽団、舞踊団**」は、楽団(独立のもの)、オーケストラ(独立のもの)、バンド(独立のもの)、舞踊団、バレエ団など。
- ⑤「**プロ野球球団**」は、日本野球機構、関西独立リーグなどに加盟しているプロ野球球団。
- ⑥「**プロサッカークラブ**」は、日本プロサッカーリーグなどに加盟しているプロサッカークラブ。
- ⑦「**その他の演芸・スポーツ興行団等**」は、寄席出演業、見世物業、曲芸・軽業(かるわざ)団、ボクシングジム、浪曲興行、プロレス協会、落語家業、音曲業、漫才業など、上記に該当しない興行団。

(5) **事業所の運営主体**は、劇場、ホールなどの興行場の運営主体。分類は以下のとおり。なお、劇場、ホールなどを持たない興行団は該当しない。

- ①「**自主運営**」は、自らが所有する又は、1年以上長期にわたる賃借を受けて運営している興行場。
- ②「**国・地方公共団体からの管理運営委託**」は、国・地方公共団体から運営を委託されている興行場。
- ③「**その他**」は、主として他に賃貸することを目的としている興行場。

(6) **従業者数**は、平成 27 年 7 月 1 日現在の数値。

- ①**従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(興行場、興行団業務をいう。)以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」、「**有給役員**」、「**常用雇用者**」、「**臨時雇用者**」

a「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。

ｃ **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 27 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上働き、平成 27 年 7 月 1 日現在も雇用されている者」で「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。

・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

ｄ **「臨時雇用者」**とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は、日々雇用されている者。

イ **「総計のうち、別経営の事業所に派遣している人」**とは、事業所の従業者(2. (6))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

② **「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」**とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(7) **事業従事者数**は、平成 27 年 7 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、事業所の従業者(2. (6))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

① **「主たる業務(興行場、興行団業務)の部門別事業従事者数**は、興行場、興行団業務に従事する、下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア **「管理・営業部門」**とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する者。

イ **「出札・案内」**とは、切符売場、場内案内などの業務に従事する者。

ウ **「制作・公演」**

・「**企画・渉外**」とは、自主公演又は提携公演のための企画や著作権処理などの渉外業務に従事する者

・「**選手・出演者**」とは、球団に所属する選手、コーチなどや、劇団に所属する俳優、舞台照明、音響等の舞台機構を操作している者

エ **「施設・機械」**とは、施設の管理、舞台機構以外の空調等の機械の運転などに従事する者。

オ **「その他」**とは、警備、清掃など上記以外の業務に従事する者。

② **「食堂・売店(直営)」**とは、興行場、興行団業務ではなく、直営の食堂・売店の業務に従事する者。

③ **「うち、別経営の事業所から派遣されている人」**は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして働いている者。

(8) **年間売上高**は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「興行場、興行団業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

ただし、指定管理者制度により地方公共団体等から施設の運営等を包括的に代行している事業所の場合は、年間売上高には、入場料・興業収入又は賃貸収入の他に、地方公共団体等からの委託管理料を含める。

また、国、地方公共団体等の公的機関から補助金又は助成金を受けている企業、団体については、当該年度の補助金又は助成金を年間売上高に含める。

なお、当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を売上高としている。

(9) **収入種類別**の区分は、以下のとおり。

〈**興行の種類**〉

- ①「**スポーツ**」は、プロ野球、プロサッカー、大相撲、プロボクシング、プロレスなど。
- ②「**演劇**」は、演劇、歌劇、歌舞伎、人形劇、ミュージカル、バレエ、日本舞踊、お芝居・歌謡ショー(二部構成)など。
- ③「**演芸**」は、落語、漫才、講談、浪曲、見世物、軽業、曲芸など。
- ④「**音楽**」は、各種音楽コンサート(ポピュラー音楽、クラシック音楽等)、演奏会、ディナーショーなど。
- ⑤「**美術**」は、絵画展、展覧会、書道展、彫刻展など。
- ⑥「**イベント**」は、感謝祭、運動会、諸集会、講演会、映画上映、各種催しなど。
- ⑦「**その他**」は、上記に該当しないもの。

〈**収入の種類**〉

- ①「**入場料・興行収入**」は、入場料収入、鑑賞料金などの収入。
  - ②「**賃貸収入**」は、劇場等の興行施設の賃貸収入。
  - ③「**その他の収入**」は、ロイヤリティ収入、テレビ放映権収入、寄付・助成金及び補助金、広告料収入など。
- (10) **その他の収入の内訳**は、(9) **収入種類別**の「**その他の収入**」の内訳。区分は以下のとおり。
- ①「**ロイヤリティ収入**」は、所属俳優等の肖像権収入、印税、興行場等の命名権収入など。
  - ②「**テレビ放映権収入**」は、テレビ放映権収入、ラジオ放映権収入。
  - ③「**寄付・助成金及び補助金**」は、企業、個人、団体、地方公共団体等からの寄付、助成金、補助金。
  - ④「**広告料収入**」は、広告料による収入。
  - ⑤「**その他**」は、芸能人の出演料収入等上記以外の収入。
- (11) **年間入場者数**は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に主催した興行のうち、入場料を支払って入場した人数。
- (12) **年間興行回数**は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に主催した興行のうち、入場料を徴収した興行の回数。
- (13) **入場可能定員数**は、可動席を含めた観客席の標準的な席数。立ち見専用の観客スペースについては、標準的な収容人数を定員数に含める。ただし、通路、階段等は観客スペースから除く。
- (14) **年間使用日数**は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に使用した劇場、ホールの使用日数。複数の劇場、ホール等の施設がある場合は、最も使用日数が多い日数を記入している。また、使用日数には、公演日以外の練習用として使用した日数、他の事業所へ賃貸した日数を含む。
- (15) **年間営業費用**は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間又は、調査日に最も近い決算日前の 1 年間の事業所全体の「給与支給総額」、「選手契約料・出演契約料」、「外注費」、「施設管理費」、「食堂・売店(直営)売上原価」、「広告宣伝費」、「減価償却費」、賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む。 )。
- ①「**給与支給総額**」は、1 年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。  
なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。
  - ②「**選手契約料・出演契約料**」は、所属選手との契約料、出演者との出演契約料。
  - ③「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。
  - ④「**施設管理費**」は、興行場の施設管理に要した費用。施設管理を業務委託している場合には、「外注費」に含めないで「施設管理費」に含む。

⑤「**食堂・売店(直営)売上原価**」は、直営の食堂・売店の売上原価。なお、算出が困難な場合には、仕入高を売上原価とする。

(売上原価＝期首商品棚卸高＋当期商品仕入高－期末商品棚卸高)

⑥「**広告宣伝費**」は、ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープ、プレゼント用グッズなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)

⑦「**減価償却費**」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。

⑧**賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバーなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの賃借料の額。

・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑨「**その他の営業費用**」は、上記①～⑧以外の営業費用で以下のものである。

支払手数料、水道光熱費、旅費、交通費、通信費、仕入高(商品・原材料・部品などの仕入高)、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税公課など。

(16) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む。)

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。